

重要なお知らせ

令和3年12月1日

キャッシュカード振込の一部利用制限における対象年齢引き下げについて (還付金詐欺等の振り込め詐欺被害からお客さまのご預金をお守りするために)

ご高齢のお客さまをATMに誘導し、ご預金を振り込ませる「還付金詐欺」、「架空請求詐欺」等の被害を防止するため、当金庫では、福岡県警察との連携により、70歳以上のお客さまを対象に平成29年3月1日からキャッシュカード振込機能の一部利用制限を開始いたしました。加えて令和2年10月15日より1日あたりのATM支払限度額を50万円から20万円に引き下げを行っております。

しかしながら、昨今、ATM振込によって被害を受けられる方の低年齢化が進んでいます。

そこで、当金庫では、ご高齢のお客さまの被害を最小限に食い止めるため、下記のとおり、ATM振込制限にかかる対象年齢の引下げを実施させていただきます。

記

対応の内容

対象となるお客さま	65歳以上 、かつ当金庫のATMにおいて過去3年間にキャッシュカードによるお振込をご利用されていない口座をお持ちのお客さま。 ※ 現行対象年齢 70歳 からの年齢引下げ
対応（制限）内容	対象となるお客さま（口座）につきましては、ATMでのキャッシュカードによるお振込ができなくなります。
対応開始日	令和4年2月1日（火）
その他	利用制限対象となるお客さまで、ATMでの振込取引をご希望される場合は、当金庫窓口までお申出ください。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上

【本件についてのお問い合わせ】

お取引店窓口もしくは営業担当者までお問い合わせください。